【苦情解決の仕組み】

社会福祉法第８２条の規定により、保育園では利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。
保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めておりますのでお知らせいたします。

1. 苦情解決責任者
宮里　大輔（あいめ保育園 園長）

2. 苦情受付担当者
宮里　歩（副園長）
比嘉　彩乃（事務長）

3. 第三者委員
棚原　利栄子（浦添市民生委員）
伊禮　悠記（相談支援員）

4. 苦情解決の方法
（１）苦情の受付
苦情は面談、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（２）苦情受付の報告・確認
受付担当者が受け付けた内容を、解決責任者と第三者委員（申出人が第三者委員への報告を拒否した場合に除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（３）苦情解決のための話し合い
解決責任者は、申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
ア、第三者委員による内容の確認
イ、第三者委員による解決案の調整、助言
ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

●苦情への対応に関する実績報告

令和７年度
ご意見・ご要望はありませんでした。